

令和6年2月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項
(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役社長 高橋 忠郎

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
株式会社OLDE
代表取締役社長 加藤 秀和

株式会社パワーソリューションズ（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社OLDE（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した令和5年12月14日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、令和6年2月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のデジタルインテグレーション推進本部が担当する事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

1 吸収分割契約が効力を生じた日

令和6年2月1日

2 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続について

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(2) 株式買取請求手続について

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(3) 新株予約権買取請求手続について

該当事項はございません。

(4) 債権者異議手続について

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和5年12月20日付官報公告及び同日付電子公告により、債権者に対して公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続について

本件分割は、会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(2) 株式買取請求手続について

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、該当事項はございません。

(3) 債権者異議手続について

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和5年12月20日付で官報公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はいませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知れている債権者は存在しないため、知れている債権者に対する個別の催告は行っておりません。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割会社は、本件契約の定めに従い、本件承継対象権利義務を、吸収分割承継会社に承継させました。

5 変更の登記をした日

本件効力発生日である令和6年2月1日から2週間以内に申請する予定です。

6 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上